

# 源頼朝に對する評論

牧 健 二

現代の支配的な文化史的歴史觀は偉人に對してさしたる感興を有たない。偉人を時代の傀儡と見る民衆主義的史觀に捉はれて居る。併し文化の如何なる方面に於ても、

彼の時代の仕事が彼の一身に集まつて居ることを自覺して行動し、彼の業績が彼の時代の精神や生活の上に多大の影響を與へて居るときは、此の人物は史上の偉人である。かやうな人物の存在は、之を單純に時代の必然的産物と云ふ、歴史家の狡猾なる常套語の中に收めて了ふことの出来ないものがある。見よ。國家や社會が、或は學界や教界や政界が、時代的偉人の出現を要望して居るにも拘らず、其人を得ないが爲に、新たな展開の實現に逡巡してゐることが屢々あるではないか。歴史家は偉人を語らざるを得ない。先覺者の偉人觀も之を再考して見ることが要する。現代の史家が偉人觀を爲すとき、其れ

は古人の偉人論と如何に異なるか。茲に國史上の偉人として源頼朝に關する評論を試みやう。

日本の武家時代を誰が創めることが出來たか。平家は武士であり、其の全盛の時代には、平家に非ずんば人に非ずと迄言はれた。然るに平家は武家政治の時代を開くことが出來なかつた。既に平清盛は太政大臣となり、一族多くは朝臣に列して、公家政治の機構の中に行動し、之を出やうとはしなかつた。成程、清盛は彼の家人を庄園公領の地頭に補任する先例を作つた。併し之は平家の庄園に置くか、又は國司領家に依頼して行ふたことで、依然王朝的な形式を踏襲したものである。武士が政治を行ふたと云ふだけで、平家の政治を武家政治と見てはならぬ。政治は政治の形體を規定する制度の本質に依つて決定されて居る。日本の封建時代が始まり武家政治が劃然

たる姿を採つて現はれるのは、日本史の一大變革であつた。其の助産婦の役を誰が勤めたか。平清盛が繼母の請を容れて助命しておいた源頼朝が、他日此の偉大なる役割を果すと云ふことは、平家にとつては悲しい運命であつたが、國史の發展から此の事實を論ずれば、偉人の人と成りが歴史の上に與へて居る印象は大である。之を以て簡單に社會と文化との必然的發展として片附けて了ふことの出来ないものが存在する。

私は武家時代の史觀の下に爲された源頼朝に對する數個の評論を吟味した。僧慈圓の愚管抄、北畠親房の神皇正統記、新井白石の讀史餘論、水戸の大日本史、頼山陽の日本外史、及び淺見綱齋の識割録がそれである。

我國の史學史上愚管抄が異彩ある歴史哲學の史書であることは辯を要しない。佛教的歴史觀の下に顯冥二個の道理が歴史成立の理法となつて居ると説く。日本史の全體が此の史觀の下に論述されて居る。愚管抄の歴史哲學の吟味は之を他日の考察に委ねやうと思ふが、此書に見えた頼朝論は次の如くだ。神武天皇以降承久役後に至る

迄を七つの時代に分ち、源頼朝は第五の時代の終となつて居る。

五初ヨリ其儀兩方ニワカレテ。ヒシノト論ジテユクホドニ。サスガニ道理ハ一コソアレバ。其道理ヘイイカチテ行フ道理ナリ

是ハ地體ニ道理ヲシレルニハアラネド。シカルベクテ威徳アル人ノ主人ナル時ハ。是ヲ用ル道理也。是ハ武士ノ世ノ方ノ頼朝マデ歟。

今日の史家は頼朝を以て時代の初を劃した人物と見るが、慈圓は鳥羽院迄を國史の第四の時代であるとなし、頼朝を第五の時代の終と見た。頼朝を論じて、

又コノ源氏頼朝將軍昔今有難キ器量ニテ。ヒシト天下ヲシジメタリツル跡ノ成行ヤウ。人ノシワザトハ覺ヘズ。顯ニハ武士ガ世ニテアルベシト。宗廟ノ神モ定メ思食タル事ハ。今ハ道理ニカナイテ必然也。其上ハ平家ノヲホク怨靈モアリ。只冥ニ因果ノコタヘユクニヤトゾ心アル人ハ思フベキ。

と云ひ、顯の道理を行ふて彼の大業を成就したもので

あると論じた。そして頼朝以後になると、「無道ヲ道理トアシクハカライテ。ヒガゴトニナルガ道理ナル道理」の世となり、承久役の行はれた愚管抄執筆の時代の如きは「道理トイフモノハナキ」世であると観じて居る。

北島親房を以て、日本の政治に關する限り、古今第一流の論者であると斷じ得る所以は、彼が「大日本は神國なり」との國體觀を冒頭に掲げて筆を起しつゝ、政治に關しては「神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民は皆神物也。君は尊くましまして、一人を樂しましめ、萬民を苦しむる事は天も許さず、神も幸せぬ謂なれば、政の可否に従ひて、御運の逼塞在るべしとぞ覺え侍る」と云ひ、又人臣に關して、「まして人臣としては、君を貴び民をあはれみ、天にせぐゝまり地にぬきあしし、日月の照らすを仰ぎても、心の黒くして光に當らざらんことをおぢ、雨露の施すを見ても、身の正しからずして恵みに漏れんことを顧みるべし」と云ひたる程に、君主々義の統治の規範に對する識見を備へてゐたことに存する。親房が頼朝の功績を激賞して居ることは有名な事實であ

るが、之を以て藤原鎌足の大化改新の功業に匹敵するものとしたことは、六百年前にあつて現代の國史觀を道破した概がある。

平治よりこのかた、皇威殊の外に衰へぬ。清盛天下の權を盜み、太政大臣にあがり、子ども大臣大將になりし上は、いふに足らぬ事にや。されど朝敵になりて、やがて滅亡せしかば、後の例には引き難し。頼朝は更に一身の力にて、平氏の亂をたひらけ、二十餘年の御憤りをやすめ奉りき。昔神武の御時に、宇麻志麻呂命の中洲をしづめ、皇極の御宇に、大織冠蘇我の一門をほろぼして、皇家を全くせしより後には、類なき程の勳功にや。それすら京のほりの時、大納言大將に任せられしをば、かたくいなみ申しけるを、おしてなされにけり。

頼朝が其の功業に拘らず、高位高官を拜辭したことを褒めて居る。濫賞の弊を説いた親房としては當然のことである。頼朝が兄弟一族の官位をも抑へたことを賞し、頼朝の行爲として非難の多い範頼・義經の處分の如きを

も、「おごる心見えければにや、この兩弟をも終ひぬ」と云つて、是認の態度を示して居る。

次に讀史餘論三卷は新井白石が正徳二年に將軍の御前講義をした時の草稿であると云ふ。「本朝天下ノ大勢九變シテ武家ノ代トナリ、武家ノ代又五變シテ當代ニ及ブ」と論じて居るが、國史の大勢九變して武家の代となると云ふは、足利尊氏に至つて武家時代完成するを云ひ、武家の代五變すると云ふは、源頼朝幕府を開きたる後のことを云ふのである。白石は名分論よりも政治の實權の推移に重心を置いて歴史を見た。頼朝に對する評論は次の如くだ。

按ルニ頼朝ノ初志ハ平氏義仲行家等ト戰ノ間ニ東國ヲ打隨ヘソノ後鸚鵡之弊ニ乗ジテ世ノ亂逆ヲ治メサテ始ヨリ打順シ國々ヲ勸賞ニ申シ請テ奥ノ秀衡ガ奥羽ヲ押領セシヤウニテアラムト思ヒシニヤ然ルニ義經行家ノ事起リシニヨリテ廣元ガ策ヲ用ヒテ守護地頭職ヲ望ミテ天下ヲ併セテ握中ニセシナルベシ又頼朝政ノ初二江廣元善康信康俊等ノ儒士ヲモテ政所ノ沙汰人トセラレ

シ事尤心得アリ

此通り頼朝は一身の野望をいだいて事を行つた者と見られて居る。白石は讀史餘論に好んで神皇正統記を引用したけれども、正統記に、「凡そ保元平治より此かた世の亂いのはしきに、頼朝と云人もなく泰時と云ものなからましかば、日本國の人民いかなりなまし」とあるを掲げて、「案ニ正統記ノ云ル所ハ孔子管仲ガ仁ヲユルシ給ヒシ義ナルベシ頼朝ノハジメ軍起セシ事王ヲ勤メ民ヲ救ハムトノ心ニハアラズ平氏ノ罪惡貫盈天下ノ豪傑アラソヒ起リシニアタリテ高材逸足終ニ其鹿ヲ得タリシ也初兵ヲ起セシヨリ義仲ヲ擊シニ及テ數年ガ間イマダ一騎ヲ發シテ西ニムカヒ罪ヲ問シ事有リシトモ見ヘズカツハ普天之下率土之濱誰人カ王臣ニ非ズイヅクカ王土ニアラザル頼朝ノ打滅セシ所オシ取りテ領セシ所抑是誰ガ臣ニシテ誰ガ土ナリシゾヤ」と論じ、頼朝の動機を推度して、名分に背反した行動なることを責めた。行家義經の誅伐も謂れなきものとし、之を攻撃して已まず、義經に就いては、「頼朝ミヅカラ朝ニ一心アルガ故ニ志アルモノヲ忌メルナ

リ」と云ひ、既に朝臣に列して京師に鎮護たる弟を鞏固の下に襲殺せむとするは、臣たるものの仕業ではないと斷じた。併し乍ら、頼朝が其の勳勞につつて朝家を脅かしたことを惡みつゝも、肝心の守護地頭補任のことに至つては、頼朝に私心あつて始めたことでは無いとする  
こと次の通りである。

但シ世ノ頼朝ヲ議スル人其六十餘州總追捕使ヲ給リ守護地頭職ヲ補セラレシコトヲ申奉ル其時ニアタリ天下ノ亂始テ平ギ先亡ノ餘類猶國々ニミチテ是ニ加ルニ又義經行家ノ事アリソノ代ニ守護地頭ナド置ク事ノナカラマシカバ天下ノ亂止時有ルベカラズ頼朝初ニ此事ヲ奏請シアヘテ王家ノ威ヲバヨツメ自ラノ權ヲ專ニセムトニハアラズサレバ貞永ノ式目ヲ見ルニ其始ニ當時ノ守護地頭ヲ禁シムルニ敢テ國司領家ノ煩ヲナスベカラズト云事數條ヲ載ス此事ニヨリテ朝廷ノ威日々に衰ヘ武家ノ權マス〜熾ニナリシ皆是其法ノ後ニ弊ヘシ也頼朝ノ初意ニハ非ズ

此の評論は當を得て居る。併し概して云へば、白石の

議論にはなほ一步の工夫を加ふべきものがあるやうに思ふ。頼朝の人と成りを評しては、「其人極テ殘忍ノ性アリテ猜疑ノ心深ク其子孫ヲ保ムコトヲ謀ルガ爲ニ親シキ兄弟一族ヲ多ク殺シ我妻黨ニ倚テ其孤ヲ託シ終ニソレガタメニ其後ヲ滅サレキ天之報應アヤマラズト雖モ抑又自ら作レルノ孽也」と云へるは固より彼の個人本位の道德觀より論じて然かあるべき品評である。

大日本史は個人にかけて國史を叙した。本紀に歴代の天皇を現はし、列傳に后妃、皇子、皇女、諸臣を録して將軍に及び、茲に源頼朝以下の武將を掲げ、次に將軍家臣を傳し、其後は文學、歌人、孝子、義烈、烈女、隱逸、方技、叛臣、逆臣、諸蕃に及ぶ。何れも個人の血統性格言行の叙述である。之を見るに叙事の正確を期し、評論は寧ろ之を避けて居る。源頼朝が諸國に守護地頭を置くことを奏請したことを以て、行家義經兩人追捕の爲であるとなし、又彼が諸國總追捕使を許されたりと云ふべき年に關して、平家物語が文治元年と爲せるは恐らくは誤であり、増鏡と保曆間記に依りて建久元年としなければ

ばならぬと云へるが如きは、今回會々此の二説とも私が先年中田平泉兩教授と論争した問題に關し、卑見との同論なるものあるを發見して、私の論考の孤獨ならざるを喜ぶと共に、早くより此の論斷を掲けたる大日本史に對して敬意を表する次第である。賴朝の人物を叙して次の如く云ふ。

賴朝爲人面大而身短。風度溫雅。音吐亮朗。源平盛衰記 平治物語

沈毅有度量。算不前定。未嘗舉事。故軍無敗歟。

將士畏服。然猜忌寡恩。骨肉功臣多遭殺戮。初賴朝

先世有戰功。關東將士久戴源氏。至賴朝開府于

鎌倉。號令天下。兵馬之權悉歸焉。世稱鎌倉右大

將。又曰鎌倉殿。參酌諸書大意

簡にして要を得て居る。食貨志には、「賴朝負功干政。

漸擅權勢。朝廷不能違。遂許置守護地頭。」と云ひ、

「賴朝已定霸業。專制天下。然陽示恭順。每乞院宣。

以行其事」と云ひ、又賴朝興起の時の國政紊亂の狀を叙

して、「及後鳥羽帝立。法皇以院宣號令天下。而其

所施爲。大抵不過莊園廢置之事。廷臣亦區々以莊園

爲意。不顧國難。至軍國大事。一聽武人所爲。」と云へるなど、何れも穩健の筆を以て事實を叙して居る。

賴山陽の日本外史は武家時代史である。筆を源氏に起す。武家政治は源賴朝に始まるから、平氏のこととは之を源氏前記として居る。此書の背後には儒學傳來の形而上學的史觀があるけれども、今之を論ずる場合ではない。

注意すべきは氏族に従ふて人を論じたことで、大日本史が個人傳の連續たると異なつて、一個の創見あるを示して居る。將門は平氏の出身だが之を討つた者も平氏なりと云ひ、王權の武門に移るは平氏から始まり源氏に成る

も、之を基とする者は藤原氏なりと云ふが如きは、日本外史の論調である。源平二氏を比較して次の如く評した。而も實は是れ平清盛と源賴朝の比較論と見てよい。

源氏名爲治暴亂、而其實攘竊王權。源平之罪未易輕重也。

且夫源氏猜忌。骨肉相食。孰與平氏閹門至死不矢。懿親一邪。

前者は大義名分を説き、後者は親族の倫理を論ずるも

の。共に規範觀念から過去を評論するものであるから、今日の史學には最も不向きな論述であるけれども、日本外史の特色は實に這般の論陣の銳利なところに在る。區々たる史實の穿鑿に捉はれて、人倫の道義の明滅に心を寄せざるが如きは、腐儒の賤業であると云ふ位に考へた者と思はれる。歴史を論ずるに一箇の主觀的態度を採つて居る。之を以て輕々に、時代を辯ぜざる評論家なりとは云へぬ。次に引く源氏正記の末文の如きは、彼の氏族史觀に大義名分論を盛つた甚だ含蓄ある評論である。

源氏以清和之胄。世勤勞王事。以至於賴朝。經營艱苦。勅建大業。以致天下小康。而不<sub>レ</sub>敢僭踰。恭順其跡。又再傳乃亡。天未艾源氏之福也。是以足利氏。新田氏。皆以清和之後。更起宰天下。而皆以上將代操國權。以服事天子。莫非襲賴朝之政者。則是賴朝爲天下萬世。創<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已之事。以立<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>踰之限。而君臣之際。兩得其宜也。不<sub>レ</sub>然。焉知<sub>レ</sub>莽操懿卓不<sub>レ</sub>接<sub>レ</sub>踵我國哉。雖曰賴朝有功<sub>レ</sub>德於天下。勝其父祖。可也。

最後に淺見綱齋は靖獻遺言の著者として聞へて居る。其著識割録は彼の講義の筆記である。上記の諸著が何れも史書であるのに對して、之は政治論であり經世策である。其點に於て甚だ異なるのであるが、道義的歴史論の最も激烈なものとして紹介する。綱齋は支那史を引照しつゝ源平二氏を論評する所尠くないが、賴朝に對しては餘程手厳しい筆誅を與へた。彼が天下を奪つたことを惡んで次の如く言つた。

天に二ツの日なく、土に二ツの王なし、普天の下王土に非るなし、如此天子の正統、目出度都にありくと御座あるに、賴朝が世など思へる事、甚忌べき事也。其上賴朝は本總追捕使に命ぜられたれば、文王の西伯など、云へるものに略似たり、賴朝天子より拜領の國の外に、我家來たる者可<sub>レ</sub>有事なし、賴朝次第に天子の權を竊み、天下を不<sub>レ</sub>覺不<sub>レ</sub>知天下の權を窃むやうにしたる、誑術詐謀より斯様に成はて、天下の諸士を未知する様になりたるを、直に賴朝が臣たると思へる事、さて淺猿き事なるに、云々

右は熊澤蕃山の集義和書の一節を批判して述べたものである。頼朝の人物に就いては、「頼朝程雄略の名將は少なうして、殘忍荒刻又類なき愚將なり」と評した。骨肉兄弟を脅かし殺し、妻に惑うて北條一家の者に後に奪れたるを飼猫に魚を奪はれたるに比較して嘲笑して居る。綱齋の觀るところでは頼朝は平清盛と同様に大義名分を忘れ、政權を奪うた罪人である。

頼朝に對する古人の評論は、右の紹介に依つて知らるる通り、大體二様に分れて居る。政治的見地に立つて評すると、彼が國亂を鎮定したことは固より、朝廷に恭順の意を表しつゝ時代の趨勢に順應した新政體を建てたことが、史家の賞讃する所となつて居る。神皇正統記及び日本外史の論は之である。道德的見地に立つて評すると、朝廷に對して私心をいだし、大義名分に反し、骨肉兄弟を討ち亡ぼした人物であると觀られる。讀史餘論及び劄録の評は之に屬する。愚管抄は正邪の見地より批判して居るとは云へ、佛敎哲學的な立場から、顯の道理としては頼朝は正道を行つたものだとして居る。道德的見

地に立つ批判とは異なるものがある。注意すべきは、時代が遠ざかるに従うて彼が悪評を蒙つたことである。慈園によつて好評を受けたのは之を異とするに足らぬが、親房の時代でも武家政治の歴史的價值は認められてきたから、頼朝の功業は之を認めないわけには行かなかつた。然るに徳川時代になると儒學が復興して歴史論に於ても大義名分を正すやうになるから、武家政治の行はれた時代であるに拘らず、頼朝の覇業に贊同しなくなつた。徳川時代でも代が下る程大義名分を叫ぶ聲が高くなるから、頼朝に對する惡評の度が強くなる。併しさすがに歴史家は、大義名分を正すことゝ、頼朝の政治的功業とを併せて考へるのであるが、淺見綱齋の如き慷慨激烈の氣を負ふ道義の士に至ると、偏に名分論に基いて之を罪人と斷ずるに至つた。骨肉兄弟を討つたことに就いても、之を政治的見地によつて評すると、道德的見地から評するとに依つて大差を生ずる。徳川時代の學者は皆頼朝を以て殘忍冷酷の人物と評するが、北畠親房は頼朝が人の矯りを制壓する爲の處分であつたとして、之を是認

するの態度を採つた。概して之を評すれば、北畠親房は最もよく源頼朝の時代を理解し、政治家源頼朝の價值を認識して居ると謂はざるを得ない。

現代の史家の見地から頼朝を評すれば何うであるか。

上記の諸家とは違つた見解を立て得るか。一概に現代の史家と云つても、史家に従つて史觀は異ならうけれども、上記の諸論と異なつた新たな見識を以て、評論を爲し得べきことは疑がない。第一今日の者が古人と同様に主觀的見地に立つて頼朝を評するとしても異論を生ずる。

何となれば我等は政治觀や倫理觀に於て、古人とはちがつたものを有つて居る。批判の標準が均しく政治的だ、倫理的だと云つても昔と同一であり得ない。第二に我等は古人と異なり廣く世界史を知つて居る。正確に云へば古人の見た世界である東洋を以て世界とせず、東西兩洋を列ねて世界史を見るに至つて居る。愚管抄以下の諸家が支那史に比較して論じた所などを、我等は歐洲の中國史などに當て、考へて見るやうになつて居る。第三に我等は歴史と云ふものに對する認識を醇化するのみなら

ず、其の研究方法を洗練して、歴史的に價值あるものを吟味する眼識を有つやうになつた。古人の史觀に免がれざる形而上學的觀方は、現代史家の警戒するところである。歴史の發展を知らうとする態度は、規範的なものを標準にして時代や人物を論ずること、は區別されねばならぬことを知つて居る。殊に歴史の構造を分析して考へ、綜合して判斷する實證科學的な研究方法に於ては、文化科學の諸部門の發達した智識を利用することに依つて、素晴らしい進歩を遂げるやうになつて居る。其故に現代の史家其他一般に人物評論家は、源頼朝に對しては古人の所見とは斷然新たな評論を爲し得べきである。古人に追隨するの要あるを見ない。否、古人に追隨することを爲し得ない。之は固より源頼朝に就いて云ひ得るのみなことではない。

さて平家政權を専らにして一世の否難を受くるや、之に抗し得べきものは源氏であつた。以仁王も諸國の源氏を催ふして平家を討つ策に出られた。頼山陽の氏族史觀の如きものが稍々其點で許される。然るに氏族にあつ

ては族長の權威が絶對的であつた。族長に其人を得ると否とは、氏族の盛衰に關はる所が大である。源氏再興の際に當り源頼朝の如き人物があつて、之が源氏の嫡流として重任を帯ぶるに至つたと云ふことは、源氏の隆昌の爲に何たる幸運であつたか。大日本史は「頼朝沈毅にして度量あり。算前に定まらずして、未だ嘗て事を擧げず。故に軍敗衄なく將士畏服す」と云つて居るが、私は彼を

戰略に長じた武將と見るよりも、卓越した政治家であつたと思ふ。彼が國史上に演じた大きな役割は、武家政治の開始と云ふ政治的役割である。政治家としての頼朝を見ることは、頼朝を評するの眼目であらねばならぬ。頼朝が猜忌心が深かつたのは事實であらう。併し弟義經頼朝に對する處分を評するに、此の性格に歸して了ふのは歴史的人物を觀るの道を誤つたものである。頼朝の政治家的手腕と行動を標準として論すべきである。頼朝の民族的位置の如きもそれである。頼朝をしてかの大業を成さしめたのに就いては、成程大日本史の言の如く、「頼朝の先世に戦功が有つて、關東の將士が久しく源氏を戴い

た」ことに依る所が多い。又日本外史の説の如く、源氏清和の胄を以て世々王事に勤勞し、以て頼朝に至つたことを認めねばならぬ。併し左様なことで頼朝の歴史的價値の全部を判断し得るものではない。

頼朝の歴史的價値を政治家頼朝に置かざるを得ないのは、彼が演じた歴史的役割が獨得のものを有つてゐるからであらねばならぬ。獨得な役割を何に於て有ち、其れを如何に果たしたかを見ることに於て頼朝の評價が成り立つ。私が神皇正統記の頼朝論に敬意を表せざるを得ざる所以は其處に在る。院政起つて以來政治の亂れた有様は甚だしい。頼朝や泰時の如き人物が出なかつたら、日本國の人民は如何になつたか知れぬと云ふ親房の觀察には、成程新井白石の言の通りに、孔子が「管仲微りせば」と云つた心情と相似たものがあるであらうが、日本歴史の發展に於て占むる頼朝の動かす可からざる價値は、親房の此言によつて正當に理解されて居る。

彼が行うた事業の最も劃期的なものは守護地頭兩職の補任である。彼は此の補任を奏請して勅許を得、勅許に

基いて權門勢家の所領を論ぜず凡ての庄園公領に、頼朝の御家人を守護や地頭として補任し得るの特權を得た。

事實上此事は初め義經行家兩人の追捕の爲に勅許せられ、地頭の補任は初め局限した區域を出でなかつたとは云へ、之は當時の政治的狀勢によつたことである。時代は此の勅許の時を界として、王朝時代から武家時代に入つた。庄園時代から封建時代に入つた。一日の前後を以て政治や經濟が一變したのでないことは勿論であるが、一日の前後は歴史の大きな移り易りの境界線の前後であつた。一度び越ゆれば後戻りの出来ない大きな時代の飛び越えが此時に爲された。而も頼朝は此の時代的飛び越えを意識して飛躍した人物である。頼朝は此時の奏請に關して、文治元年十二月六日右大臣藤原兼實に書を送つたが、其文の末に言つた。

今度天下草創也。尤可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>究<sub>ニ</sub>行淵源<sub>一</sub>候。殊可<sub>下</sub>令<sub>申</sub>沙汰<sub>給</sub>也。天之所<sub>レ</sub>令<sub>奉</sub>與<sub>也</sub>。全不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>後案<sub>一</sub>候。

此言の如何に大にして自信に満ちたるかを見よ。彼に

は天下草創の確信があつた。「算前に定まらずして、未だ嘗て事を舉げざる」頼朝が、深酷に時代を洞觀してゐたことは疑ふことを要せぬ。時代の進行が彼を驅つて茲に至らしめた。併し其事は時代の流れに動かされて、知らず知らずさうなつたと云ふが如きものではない。淺見網齋が「頼朝次第に天子の權を竊み、天下を不<sub>レ</sub>覺不<sub>レ</sub>知天下の權を窃むやうにしたる、誑術詐謀」と云へることは、頼朝が天下を奪ふ惡意ありて、詐術を弄し着々其の計畫を實現したことを意味するのであらうが、天下を奪ふと云ふのは結果に依つて動機を判斷し、之を惡意に解すること度を過ぎたりと考へざるを得ない。義經行家兩人の追捕に口實を籍つて守護地頭を補任し、後之を永久化するると云ふが如き手段は、彼の他の方面の政治的行動と合せ考ふるとき、一個の技術を用ひた點が無いとは云へないと思ふけれども、大江廣元の補佐を受けた頼朝の見識は此の奏請を以て國家社會の緊要事と考へたのに相違なく、新井白石が頼朝自ら朝に二心ありと斷じたことの當否は遽かに斷じ難しとしても、白石が頼朝の奏請を以

て「敢て王家の威を弱め自らの權を專にせむとは非ず」と斷定したことは正鵠を得た評論である。

源頼朝は一個の時代觀を有つてゐた。其事は彼が常に道理を口にしたことによつて明白である。一定の時代觀なくして道理の存在を力よく主張することは出来ない。政治家としての彼の行動を批判するに當つては、彼の云ふ道理の認識を標準にして考へるがよい。頼朝は合理的に判斷することを忘れなかつた人物である。此點は彼の著しい長所であり特色である。貞永式目によると所領の知行權の消滅時效が不知行後二十年にして發生すると云ふ制度は、源頼朝に始まつたと云ふが、恐らく其通り信じてよいであらう。貞永式目に右大將家御時の例と稱するものが、凡て頼朝の決定に基くと云へないにしても、頼朝が立法的才幹ある人物であつたことは、現存せる彼の書狀や、彼の處分の業績などを見て之を斷定し得るところである。規範が法文や慣例にないときは條理を以て之を補ふのが、法律適用の原則であることは、茲に云ふ迄もないことである。保元平治兩亂以後法文と先

例は無視せられ、世はおのづから變革期の前庭に歩を入れた。そこで道理を口にせざるを得なくなつたのであるが、何を以て道理とすべきか。國民が賢明なる政治家の指導を受くることを必要とするのは、斯様な時期に於てある。此時に當つて源氏の棟梁である源頼朝が國亂を鎮定し、道理に従うて行動するの態度をとつたことは、廣く日本人にとつて幸福なことであつたと云へる。

神皇正統記は源頼朝と北條泰時との功業を賞したが、私は彼等に賞すべき所ありとせば、道理に對する服從の精神を持つてゐた點に在ると思ふ。實に泰時の如きも深く道理を心得た政治家であつた。貞永式目が其の產物であつたことは、之を遵守することを誓ふた評定衆の起請文が道理の語を以て滿されて居るのを見て明かである。今日の法律家でも此の起請文を讀むならば覺えず襟を正さざるを得ないであらう。慈圓が愚管抄を書いたのは承久役の最中であつた。彼は今は道理なき世だと云つて居るが、頼朝に對しては顯の道理を心得た人物と見て居る。慈圓の云ふ顯の道理と頼朝の口にした道理とは概念

に於て相通する。頼朝を見て世の道理を心得て動き、顯の道理に合致して業を成した者と評するのは正當である。頼朝の道理、觀に於て、最も推服すべき所は、彼が道理の命ずるところに従うて、氏族の觀念をも超越した所に在ると思ふ。治承六年二月八日彼が伊勢大神宮に奉つた平家追討の御願書に、平家でも源氏でも不義を罰し忠臣を賞し給へと云つた。其條次の如くである。

方今無爲無事仁遂參洛天、防朝敵天、世務還如元一院仁奉任天、禹王乃慈愍還令訪、神事還如在仁奉崇天、正法乃遺

風還令繼平、縱雖平家毛雖源氏毛、不義還罰志、忠臣還被賞志賜管、

此の願文は頼朝の擧兵の精神が公事に在つて私心無きことを誓言したものである。併し結果に於ては國政は元の如く朝廷に還ると云ふことにはならなかつた。其點朝廷の御期待に反した所のあることは、神皇正統記に、「かくて平氏滅亡してしかば、天下もとのごとく、君の御ままなるべきかとおほえしに、頼朝勳功誠にためしなかりければ、自らも權を恣にす。君もまたうち任せられけれ

ば、王家の權はいよ／＼衰へにき。諸國に守護をおきて、國司の威をおさへしかば、吏務といふこと名ばかりになりぬ。あらゆる莊園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。」と云へるものよく之を語つて居る。頼朝の願文と結果との矛盾は、新井白石をして「頼朝ミヅカラ朝ニ一心アルガ故ニ朝ニ志アルモノヲ忌ム」と云ふ評論をなさしめた。固より之に一面の眞理あることを思はざるを得ないが、併し政治論として云へば、私は之を以て頼朝の個人的意志を責めすぎた見解だと思ふ。白石は立派な史家ではあるが彼の時代の心を以て頼朝を見る傾向を免れぬ。徳川期の太平の世の道徳家の心理を以て、日本未曾有の變革期の政治家の心理を論じてをる。頼朝は公武兩政の變革期の眞只中に居る。そして變革期の狀勢は社會經濟の動きで決定されて居る。社會史と政治史の趨く方向が殆んど必然的に進みつゝある。如何なる偉人も之に抗することは出来ぬ。偉人の偉人たる所以は此流を自覺して、其の赴くべき方向を正し、前代より一層高く發展した時代に進ましめる歴史的役割を果

すところに在る。而も我國の如く國體の規範嚴として存するところに在つては、之に基いて正しき變革を遂げしめる者が偉人たるに値ひする。頼朝の時勢を見るに之を單純に平常時の論理を以て評し去り難いものが在る。私は頼朝を決して純忠の人物であつたとは思はぬが國體を辨へなかつた人物だとも思はぬ。而して時勢の推移が彼をして武家政治の創建者たらしめた。正統記の頼朝論は此點に於て管見に一致すると思ふ。

頼朝の出た時代を見ると、朝廷の政治は院政といふ變態の形式のものである。藤原氏は衰へたるも潛勢力を失はず。源平二氏は宿年の仇敵の姿である。此の情勢は當然の結果として政權不統一の状態を誘致して居た。庄園制度が地方を分割して、之を院宮寺社權門勢家の領主權の下に立たしめてゐたことは、更に言ふを俟たぬ。注意すべきは其等の庄園に下司たり地頭たる豪族武士の輩が、根本私領の領主であり乍ら、本家領家の下に庄官となり、實權を領内に振ふてゐたことである。此等の豪族武士の輩が田園を守つてゐた時代はまだよかつた。保元

の亂以來彼等が京都に上つて朝廷や本所や主君の爲に相戦ふに及んで、彼等は御し難い新勢力となつた。何となれば彼等は此處に京都の内情の如何なるものなるかを見た。そして國家の機構の意外に弱いものであることを知つた。其の結果、戰場に主君に仕へては恩賞に與かることを豫期し、郷里に在つては本家領家の貢租を抑へることを恐れないやうになつた。頼朝の出た時代の政治と社會との狀態此くの如きものあることを忘れて政治家頼朝の歴史的位位置と歴史的價値とを判斷するとも、其れは到底正鵠を得難い。

古人の頼朝論の大きな缺陷は、傳統的な政治の形體と氏族骨肉の情縁とに重きを置いて、田間に群起して居る新興勢力の急速度の躍進を忘れて居るところに在る。朝廷の尊嚴は偏に仰ぐ可くして干犯すべからざること勿論なるも、國亂鎮定の任に當つた武士の功勞は之を賞せざるを得ない。氏族の骨肉の情縁は甚だ切實なるものあるべきも、武士の動搖に對しては之を統御するの政策なかる可からず。平家追討の業成つて頼朝たる者考へざるを

得なかつた。此時に當り大江廣元の建言を容れて守護地頭補任の勅許を奏請するに至つたのは最も策を得たるものであつたと思ふ。彼は同時に朝政改革の建議を行うて居る。朝政は朝政として御振興あらせられんことを望むだ。頼朝の御家人と雖も勅命を奉ぜぬ者に對しては、法に任せて制裁を承はらんとは、彼の屢々口にするところであつた。道理は之を正して居る。名分は之を忘れてゐない。其故に之を時勢に合せて論ずると、大權を奪ひたるものと斷定することは云へぬ。淺見細齋の論が尊王の赤誠に出で、ゐることには多大の敬意を表すべきも、史論としては妥當を缺くところ無しとせぬ。

頼朝の歴史的的位置は氏族骨肉の情縁のみを以て論じ去り難いものがある。彼は平家の一族の勦滅に努めた。平家をして五家ノ莊の如き山中に遁住して永く出づることを得ざらした程の彈壓振りに對しては、吾人亦頼山陽と共に無限の感慨を覺ゆる所である。併し之を評するに氏族史觀を以てして、單に宿敵平家を滅ぼすのを目的としたものであつたと斷じてよいか。頼朝は轉じて叔父行

家と弟義經との搜捕絶滅を期した。其の急激にして嚴峻なることは平家の追及以上であつた。守護地頭の補任奏請は之が爲に行はれた。義經に對する頼朝の處分は頼朝をして無情冷血漢の標本の如き感あらしめて居る。徳川時代の史家評論家にして、頼朝の此點を惡まざる者はない。其れには私も亦同感である。併し私は同時に頼朝が此舉に出でざるを得なかつた、殆んど宿命的な彼の政治的境遇を考へる。源氏には一族骨肉相討つの前例に乏しくない。併し乍ら其事が彼をして容易く骨肉を討たしめた事情なのではない。彼の大業は國家制度の革正に在つた。一族骨肉の私情の如き、其前に在つては會々之を顧みる違のないものを生じた。顧みれば平家の勦滅に努力したのも、獨り平家が宿怨の家たるが爲にはあらず。義經を殺すも唯彼に涙なきが爲であつたとは斷じ去り難い。先に掲げた平家追討の時の願文に、「平家と雖も源氏と雖も、不義をば罰し、忠臣をば賞し賜へ」と祈誓した頼朝の心事を顧ふべきである。兩弟を殺したのは手足を絶つもので、後難を招く所以だと云ふ様にも評し去るの

は、徳川時代の家族制度の心理を以て日本未曾有の變革期の中心人物を論ずるものである。

頼朝の行ふた劃期的事業は封建制度の創建に在る。守護地頭補任の權を勅許せられ、御家人を之に補任したことが其れである。此の一舉に依り彼は種々の矛盾する在來の諸勢力を統合して新形體の下に收めた。勅許を得ることによつて、王土王民の主權を維持し給ふ朝廷の權威

の下に無事に新制度を確立した。守護を國毎に置くことによつて、王朝の郡縣制度の保存すべきものを保存した。地頭を公領庄園に置くことによつて、今迄不安定の狀態に在つた公領庄園を正式に國家の地方制度の如きものとした。武士を以て守護地頭たらしむることに依つて、國安維持の實力ある者をして始めて正式に其任に就かした。而して其任に就いた武士は頼朝の御家人であつて主従關係の重い契りを以て結ばれた者である。前代に於て成就した武士社會の御恩と奉公との關係は、茲に至つて國家統治の關係に聯絡を有するものとなつた。守護職は官職なりとは云へ、初より恩賞に與へられて他日大名

領地を成すの起源となり、地頭職は名は職なりと云ふも、實は土地財産を獲得せしむる地位であり、土地財産權と同一視された程で、地頭職の補任は知行地の給與であつた。之等は結局、フユウダル・システムの意義に於ける封建制度の開始に外ならない。日本のフユウダリズムは源頼朝の時に創建された。之は頼朝が國史上に於て獨特の位置を有する所以である。

觀て茲に至るならば、頼朝が氏族骨肉の情縁に拘束されて居なかつた所以が明白となる。新たに彼は封建制度の首領たる未曾有の地位に上り來つたのである。封建制度の骨格は主従の恩義に在る。源平の武士の道として、主は家人を惡み、家人は主人を頼む情義の如何に重いかは、當時を語る文學の傳ふる所を見て之を知る。頼朝は之を氏族に局限せしめずして、發展せしめて國家生活に移した。彼は勅許を奏請し之を獲得したる特權に基き、御家人に恩地を與へ又は其の私領を保護するの制を立てた。斯様なことは氏族の關係に拘束されてゐては出來ないことである。其故彼は平家の家人と雖も降る者は之を

許して自家の家人とするのみならず、之を優遇した。同じ道理が彼をして骨肉の親と雖も、封建の恩義の發展に害ある者は、之を排斥せざるを得ないと云ふ決意に迄至らしめた。行家義經を討ち範頼迄をも處分するに至つた理由は結局此處に在る。

古人の頼朝論が今日の史家の其れに及ばざるものを生ずる所以は、古人はフェウダル・システムの意義に於ける封建制度の認識を有たなかつた所に在る。徳川時代の學者は彼等の時代の封建政治が、源頼朝の創めた守護地頭の補任から發展した政治の形體なることを知つて居た。然るに彼等の云ふ封建は周漢時代の封建の類であつて、郡縣制度に對立するところの國家の統治形態である。庄園の上に立てられた鎌倉時代の武家の支配組織を此の封建の概念で説くには無理がある。徳川時代の支那流儀の封建は鎌倉時代の此の組織に由來するとは云へ、此の後者を一言にして説き得る概念は徳川時代には無かつた。勿論其以前にも無かつた。然るに現代では廣く西洋史を見て歴史を語り、歐洲の中世に行はれたフェウダル・

システムの概念が、恰も我國の武家制度の基本形體を理解するに適したものであることを知つて居る。鎌倉時代の封建と云ふのも畢竟この基本形體の發展であるので、此のフェウダル・システムを譯して封建制度と呼ぶに至つて居る。此の意味の封建制度こそは頼朝の創建であり、永く國史に印する彼の大業である。學者往々武家時代が平家に始まるを説く。併し之は武士が國政を採つたことに基くものである。政治は人に依つて行はれるが、政治の本質を決定するものは制度であり政體である。武家政治は頼朝に始まり、而も其れは守護地頭補任の勅許ありし時に始まるのである。

史上の人物を評するには、何よりも先づ其の人物の屬する時代を顧みて判斷すべきである。其の時代の社會的政治的乃至文化的要求、之に應ずべき方策、批判される人物の才能、手腕、業績、凡そ此等のものを合せて考察し、之を評論すべきである。而も別に吾人には倫理的判斷の要求がある。爰に歴史家はとかく歴史の發展そのものを肯定するの餘り、倫理的判斷の如きは之を顧みない

傾きがある。之は倫理的判断をなす者が、彼の主觀的判斷に捉はれて、史上の人物を其の時代の事情と其の時代の倫理觀とに頓着なく、時代錯誤の評價をなすと好一對だ。我等は史上の人物を評價するに、倫理的判断は之を交ふるに能はずとは云はぬ。完全なる人物論は倫理的評價を必要とすること、現代の人物論に於ても昔時の人物論に於ても同じだ。私は文化史の見地が人物の倫理的評價を忘れて、人をして歴史事實の推移は其儘に正しいと云ふが如き感想をいだかしめるのを、現代史學の自然科学的偏向であると思ふ。古人の試みた倫理的批判を無意味なものとは思はぬ。將來此處に反省を加へた史體の起り得る餘地があると思ふ。但、私は歴史家としての識見に矛盾しない倫理的判断を望むのであつて、昔の人物に對しては昔の倫理觀に従つた評論を與へることが正當である、と考へる。之を評者の時代の倫理の見地から批判するといふことが假令實踐的の要求からは一個の價値を有つにしても、其事と歴史家的判断とはおのづから異なるものであることを知らねばならぬ。

重ねて言ふ。源頼朝を論ずるには、彼の政治家としての價値を問ふことを重しとすべきである。私は此の點に就いて倫理的評論をも加へた。古人が一種の形而上學の見地から批判したところを、私は實證の見地から批判するに努めた。然るに茲に最後に一つの問題が在る。封建制度と國體との間に起る矛盾が問題である。封建制度は武家の私力の中に朝廷の統治權を吸収する結果となつた。頼朝が封建制度を創建したことは、國權が將軍の掌握に歸する端緒を爲すものであつた。頼朝が酷評を蒙ることの在る理由は茲に存する。國體は古今に通ずる國家の規範であるから、歴史家と雖も、史論に規範の見地を交へるならば、國體に基いて人物の批判を爲すことを忘れてはなるまいと思ふが、純に國體の本義より論ずれば、武家政治の開始は疑もなく遺憾とすべきものを存する。蓋し、國體の本義は天皇政治に在る。天皇の親政を以て本義となし、天皇の制定し給へる法律に基く政治の行はれることを目的とする。然るに武家政治は天皇の御親政は固より、律令政治の最後の形體である院政をも破つた。

これ今日武家政治が國體の本義に反すると云はると云はるゝ、所以である。

併し封建時代を通過したことは我國の今日ある所以である。此の時代なき日本が今日の偉大をなし得たとは思へぬ。公家政治と庄園制度の因襲を捨て、武家政治と封建制度の時代に移つたことが、我が國をして東洋に於ける唯一の發展的國家たるの實を擧げしめた所以であることを深思すべきである。頼朝の事業は今日から見て愈々不朽の偉業であつたことを知るべきである。國體との關係で封建制度を論ずる者は、先づ封建制度の起り方と、進み方とを分けて之を論評すべきであると考へる。

そこで封建の形勢は免がるべからざるものであつたにしても、探るに方法を以てすべきで、國體に合致した封建の途が無かつたかと云ふ問題が起る。先づ第一に、源頼朝が鎌倉に幕府を置いたことは國體上適當の處置ではなく、彼は須らく京都にあつて輔弼の誠を盡すべきであつたと云ふ考へ方があらう、其れも一理ある、併し又退いて考ふるに、歴史の現實に在つては、東夷の如く輕視

された頼朝以下の者が京洛に入つて公卿と交はるとして、其の結果遂に如何にあるべきか。殊に京都永年の弊習と南都北嶺の惡僧の横暴などの渦中に入つたならば、武家と雖も國家の治安を圖ること到底困難となり、國政は一層混亂に陥つて、京都で政治をした平家や足利氏の失態のやうなことになるたかも測り難い。

私は寧ろ源頼朝が朝廷に奏請して守護地頭補任の勅許を仰ぎ、勅許に基いて庄園公領を統轄した所に、大義名分を忘れない彼の高い精神の存するものあるを認めたい。國體論から云ふならば、此點を彼の爲に賞讃したい。日本外史が「頼朝天下萬世の爲に己むを得ざるの事を創め、以て踰ゆべからざるの限を立つ」と云へるものに肯綮に當つたところがある。他日王政復古を見て今日の立憲政體となる所以のもの、正しく源頼朝の「道理」の自覺に其の展開の根源を存するのである。史實より論ずれば、頼朝の道理觀を離れて日本の國體を論ずることが出来ぬ、と言ふとも不當ではなからう。(昭和二〇、一二、四)